政治家の寄附は禁止 有権者が求めることも禁止されています

この時期は、お中元や地域のお祭りなど何かと贈り物をする機会が多いですが、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

三ない運動

寄附を **政治家は贈らない！**

寄附を **有権者は求めない！**

寄附を **政治家から受け取らない！**

政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。

左記の❶から❹まで及び❻の項目によって処罰されると、公民権停止※の対象となります。

❶政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政党その他の政治団体またはその支部や親族に対するものなどは、禁止の対象から除かれます。

●政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は禁止されていますが、罰則の対象から除かれています（選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます）。

❷政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

※「公民権停止」とは、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。

て求めると処罰されます。

❸政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

❹政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

●一般の政党支部は後援団体には当たりませんが、❸にあるように、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附することは禁止されています。

❺暑中見舞等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状・年賀状等のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

❻あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

総務省
なるほど！選挙「寄附の禁止」

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html